令和2年度　第1回　恵庭市総合教育会議録

１　日　時　　令和２年８月２６日（水）１８：３０～１９：４５
２　場　所　　恵庭市民会館（３階　第２委員会室）
３　出席者　　（市長）原田　裕、（教育長）穂積　邦彦　、
（教育長職務代理者）土谷　秀樹、（教育委員）尾形　直子、
（教育委員）福屋　栄人、（教育委員）白﨑　亜紀子
（オブザーバー）北越　俊二
事務局
（総務部長）　横道　義孝　、（教育部長）　竹内　春実
（総務部次長）山本　顕　　、（教育部次長）大嶋　克幸
※教育部各管理職同席
４　傍聴者　　１名
５　議題　　議題（１）新型コロナウイルス感染症防止対策について
（２）次期恵庭市教育大綱について
（３）ＧＩＧＡスクールについて
（４）その他
６　議事録内容

１．市長挨拶

教育委員の皆様におかれては、日ごろから子どもたちや文化振興等にご尽力いただき感謝申し上げる。恵庭市は、子どもから高齢者まで生涯学習に取り組まれている方が多くおり、活発であると感じている。

今年は新型コロナウイルスにより地域経済や福祉など様々な分野において影響があり、教育においては北海道独自の緊急事態宣言が２月末に出され、小中高が長期の休業となり、年度明けもその状態が続いた。子どもたちの学業が滞る未だかつてない事態であるが、学校において感染者が発生していないのは教育現場や家庭での感染予防への尽力によるものである。当面、新北海道スタイルに基づく生活様式で様々な対策を講じなければいけないが、詳細については後ほど議題の中でお話させていただく。

本日は新型コロナウイルス感染症の状況下での教育や次期の恵庭市教育大綱、ＧＩＧＡスクールについて説明させていただき、委員の皆様から意見をいただきながら進めていきたいと考えている。

２．教育長挨拶

皆様におかれては、日頃より市政及び教育行政にご尽力いただき感謝申し上げる。

平成２７年から教育委員会制度が新しくなり、新学習指導要領が小学校は今年度から、中学校は来年度から始まるなど、先を見通すのが難しい時代となっている。現在、中学校の新学習指導要領に応じた教科書を採択しているところであり、教育方針等と照

らし合わせながら決めていきたいと考えている。
現在、新型コロナウイルスによりマイナスなことが多いが、そういった中でも児童生徒が医療機関関係者へ感謝のメッセージを送ったり、手作りフェイスシールドを送るなど逞しさと子どもたちの可能性を感じた。また、学校が休業期間中はＺｏｏｍを活用し、子どもたちの様子を確認したり、教職員の会議を行うなど新たに試み、限られた中で出来るだけのことを行うという教育現場や保護者の強い想いや地域の方々からの理解により信頼関係を築くきっかけになった。これから説明するＧＩＧＡスクール構想は新北海道スタイルに応じた内容にもなっている。
本日は恵庭市教育大綱の見直しやふるさと教育などについて、地域の様々な立場から意見を伺いたいと考えている。

３．議題
（１）新型コロナウイルス感染症防止対策について
①臨時休業の実施
第１弾の臨時休業として、北海道の緊急事態宣言により２月２７日から３月４日まで休業となり、その後、国からの要請により３月２４日まで休業期間が延長となった。その間、各学校では分散登校を実施、子どもたちの健康状態や学習状況の把握、心身のケア、学習課題の配布や図書の貸出し等を行った。また、小中学校の卒業式は保護者や来賓、在校生の参加を取りやめるなどの感染防止対策を十分に確保し行った。その後、春休み明けの４月６日より感染防止対策を徹底したうえで、入学式・始業式を実施し、小中学校を再開したが、全国での緊急事態宣言、北海道を含む１３都道府県が「特定警戒」となり、４月１７日から５月６日まで第２弾の臨時休業としたが、北海道の要請により５月３１日まで休業期間が延長となった。
６月１日より小中学校が再開したが、児童生徒の過度な負担を考慮し、初日から２日間は午前授業とし、６月３日から通常授業とした。
臨時休業期間中の各学校での工夫した取組として、各家庭へ学習課題等の配布やビデオ会議アプリ（Ｚｏｏｍ）を活用した朝の会の実施、医療従事者へメッセージボードの作成、手作りフェイスシールドを医療従事者に寄贈するなどの取組が行われた。また、臨時休業の長期化による児童生徒の生活リズムの乱れやウイルス感染の不安や恐れを抱いている児童生徒など一人一人に応じた相談を実施し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる相談等きめ細やかな支援を実施した。

②学校再開後の対応・課題
臨時休業により、約１４０時間程度の授業時数の不足を見込み、土曜授業や夏季休業等の期間の短縮、学校行事の精選等、不足した授業時数の確保が課題となっている。
また、児童生徒に発熱等の症状や家族が濃厚接触者となった場合の出席停止、感染の不安による欠席する児童生徒もおり、各家庭へ電話等で健康状態の確認や必要に応じ、家庭訪問、個別相談も実施するなど丁寧な対応を行うとともに、児童生徒が差別、偏見、いじめ、誹謗中傷などの対象とならないよう十分注意をしている。

③学校再開後の感染症拡大防止対策（衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～）

学校の新しい生活様式に基づき、感染防止の対策を徹底し、児童生徒の健康を第一に考え「感染リスクの軽減」と「学びの保障」を両立させ、教育活動を進めている。

④学校行事等の対応

（ｉ）水泳授業

実技授業は中止したが、学習指導要領に基づき、心得等の指導は実施。

（ⅱ）修学旅行・宿泊学習

全小学校で８月下旬以降に道内でそれぞれ実施予定。中学校の修学旅行は行き先を道外から道内へ変更し、９月から１１月の間にそれぞれ２泊３日で実施予定。

（ⅲ）運動会・体育祭

例年通りの全校一斉での実施は原則しないこととし、学年別での分散や競技内容に工夫を図り実施する予定。体育祭は一部、中止の学校あり。

（ⅳ）学芸発表会・文化祭

例年通りの保護者の参観による公開での実施は原則しないこととし、実施内容及び方法を検討した上で、各校の創意工夫のもと、児童の成長を表現する場を設けることは可能としている。

（ｖ）部活動

中体連は中止とし、代替大会を実施。

（ⅵ）学校健診

７月から実施しているが、フッ化物洗口は未実施。

⑤恵庭市の感染症防止対策事業

サーキュレータ機能付扇風機を４８０台購入し、夏場の熱中症対策と教室の換気対策として各教室で使用している。非接触型体温計は各教室用として２３０個購入した。

学習指導員やスクールサポートスタッフの配置については、道教委の事業で各小中学校へそれぞれ１名を配置する予定で事務を進めている。

小中学校の臨時休業が長期化により、例年流行する季節性インフルエンザにより更に学級・学年閉鎖が予測されることから本市では本年度に限り、季節性インフルエンザ予防接種費用助成として、小中学生を対象に「任意接種」の助成事業を実施する予定であり、今後、補正予算案を提出する予定である。

【質疑・意見】

（Ａ委員）

学校再開後の対応と課題にて誹謗中傷の話があったが、感染者が出てからではなく、今から取り組んだ方がいいのではないか。

⇒ご指摘のとおり、本人や保護者などの感染により休業した場合の誹謗中傷等が懸念さ

れることから道教委からも通知があり、各校ごとに指導の時間を設けるとともに学校だより等で保護者へ通知を行っている。

（教育長）

実際に２月に海外から転校してきた子どもがいるが、学校全体で指導していただいている。こうした指導は１回だけではなく、繰り返してやっていく必要がある。人としての尊厳を守りつつ、正しく恐れなければいけないと考えている。

（Ｂ委員）

インフルエンザの予防接種の助成事業は一部なのか全額助成なのか。新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの発熱症状の見極めも難しく、積極的に予防接種していただくよう促していただきたい。

⇒任意接種の一部を助成し、３千円から４千円かかるものが１千円程度で接種できる。なお、就学援助世帯は無料で接種できる。

（２）次期恵庭市教育大綱について

①恵庭市教育大綱とは

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の方針を示すものであり、平成２７年に施行された改正法により、大綱は、総合教育会議において、市長と教育委員会とが協議のうえ市長が策定するものであり、策定した大綱のもと、市長・教育委員会それぞれが、所管する事務を執行する。

②大綱の位置付け

本市では第５期恵庭市総合計画に基づき、恵庭市の教育の推進に関する考え方を示しており、この大綱が示す目標や方針等を踏まえ、策定する恵庭市学校教育基本方針や恵庭市生涯学習基本計画などの具体的な方針・計画の根拠となっている。

③大綱の期間

大綱が対象とする期間については、市長の任期が４年であること、国の教育振興基本計画の対象期間が５年であることから、国では４年から５年程度を想定しており、本市においては、第一次大綱については、改正法が施行された平成２７年度の１年間、第二次大綱については、第５期恵庭市総合計画前期基本計画の期間と合わせ、平成２８年度から令和２年度までの５年間とした。次期（第三次）大綱の対象期間は、第５期恵庭市総合計画後期基本計画に合わせ、令和３年度から令和７年度までの５年間を予定している。

④大綱の基本目標、目標及び重点施策

総合計画の基本目標や目標に基づき、第二次大綱では基本目標を「人が育ち文化育むまちづくり」とし、その下に４つの目標を定め、その実現を図ってきた。また、恵庭市学校教育基本方針や恵庭市生涯学習基本計画、市長公約などに基づき重点施策を定め、推進してきた。

本年度は、第二次大綱の内容の見直しを行いながら、次期大綱の策定を進めていく。現在、市の総合計画は、後期基本計画の策定作業を行っているところであり、今後、後期基本計画の内容を踏まえて大綱の見直し案を作成し、お示しすることとしたい。

⑤次期（第三次）大綱の策定について

今後のスケジュールとして、次回の令和２年度第２回会議で、次期大綱の基本目標及び目標について協議いただき、令和３年度第１回会議で、大綱の重点施策について協議いただいたうえで、次年度中に第三次大綱を策定したいと考えている。

（市長）

今後、事務局にて素案を作成し、変更事項等について委員の皆様にご審議いただくこととなるが、第三次大綱では第二次大綱策定時にはなかったＧＩＧＡスクール構想などを盛り込んでいく予定である。

（３）ＧＩＧＡスクール構想について

≪文部科学省ＨＰ「学校における１人１台端末環境」公式プロモーション動画視聴≫

●ＧＩＧＡスクール構想

「児童生徒１人１台端末」や「高速大容量の通信ネットワーク」を一体的に整備することで、資質や能力が一層確実に育成できる教育ＩＣＴ環境を実現することを目的とし、これまでの教育実践とＩＣＴの活用とを組み合わせ、学習活動の一層の充実を図り、教師や児童生徒の力を最大限に引き出そうとするもの。

例えば、教室での一斉学習の場において、１人１台端末により個々の反応や意見を把握しながら、双方向型の一斉授業が可能となることで、学びの深化が図られ、また、個別学習においても、個々の学習履歴の記録や、一人ひとりの理解度や学習状況に応じた学習が可能となる。さらには協働学習においても、全体の授業だと発表する児童生徒が限られるところを、各自の考えや多様な意見を一度に共有できるなど、ＩＣＴの活用により、「調べ学習」「表現・制作」「遠隔教育」「情報モラル教育」などについての学習を充実させることができる。

●学びへの活用

ＩＣＴを使用方法や利用場面として、例えば、教室において「検索サイトを活用した調べ学習」が各自でできるようになることで、より主体的に情報を収集・整理・選択、文章作成やプレゼンのための利用、また、一斉学習においての活用や、一人ひとりの学習状況に応じた個別学習など、様々な場面で活用することができる。今まではパソコン教室で台数が限られており、１クラスあたり週１回から２回の使用にとどまるが、１人１台となると、全員がいつでも使えるようになる。

＜教科ごとの使用例＞

・国語　　：　書く過程の記録や文書作成

・算数、数学　　：　関数や図形などの変化の様子を可視化

・プログラミング教育　：　正多角形の作図など
・社会、理科　　：　地図や実験を画像や動画視聴による分析・考察
・外国語　　：　リスニングやスピーキングへの活用

●ＧＩＧＡスクール構想の加速による学びの保障

当初の構想に加え、今回のコロナ禍により臨時休業が長期化による家庭でも繋がる通信環境を整備することで、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においてもＩＣＴの活用により学びを保障できる環境を早急に実現することとされた。本市としても本年度、国の補助金を活用し、「児童生徒の端末整備」「学校ネットワーク環境の整備」「ＧＩＧＡスクールサポーターの配置」「緊急時における家庭でのオンライン学習環境の整備」などを進めていく予定である。

●ＧＩＧＡスクール構想の実現に向けた計画（案）

①ＩＣＴ活用計画及び達成状況を踏まえたフォローアップ計画

本市では１人１台端末を本年度中に市内全児童生徒の３分の２、残り３分の１を令和４年度までに整備したいと考えている。まずは、調べ学習への活用を始めとし、徐々に文書作成など活用を増やしていきたいと考えており、ＩＣＴ化を進めながらも、児童生徒にとって効果的な使い方や、授業進度が早まり過ぎないよう配慮しながら、活用を進めていきたいと考えている。

なお、端末については、最終学年である小学校６年生と中学校３年生分を優先して整備する。

（ｉ）各年度におけるＩＣＴ活用目標

◇ＩＣＴ活用について

【現状】

各校において授業でパソコン教室の端末を活用、各クラスのパソコン教室使用の割当や授業内容から、小学校高学年と中学校において、週１回程度から月１回程度の活用。

【２０２０年度（令和２年度）】

小学校４年生から６年生まで、中学校全学年分の台数を整備し、調べ学習としての活用を中心に、各クラス１日１回から２回以上活用し、本年度未整備の小学校１年生から３年生までについては、パソコン教室の端末を活用し、各クラスでパソコン教室の利用を割当される週１回以上の活用を目標とする。

【２０２１年度（令和３年度）】

整備済の各学年においては、各クラス１日１回から２回以上、未整備の学年においては、引続き各クラス週１回以上の活用を目標とする。

【２０２２年度（令和４年度）】

当該年度において、１人１台の整備が完了することから、活用を少しずつ増やし、整備済みの各学年においては各クラス１日２回から３回以上、当該年度に整備を行う小学校１年生から３年生までについては、各クラス１日１回から２回以上活用を

目標とする。

◇臨時休校や分散登校期間中におけるＩＣＴを活用したオンラインによる学習支援

テレビ会議アプリのＺｏｏｍを活用した朝の会の実施、学校ホームページから動画や課題を配信、教職員同士のオンライン会議などは、各校の協力で実際に行うことができた。なお、「学校との連絡体制をどの家庭もとれるよう、家庭に環境がない児童生徒が整備を行った端末を利用」については、今回のコロナ禍において臨時休校が長期化した場合でも「学びを保障」できる環境整備の施策である。

（ⅱ）指導体制の強化や働き方改革（校務の効率化）への対応

北海道教育委員会が任用するＩＣＴ支援員の配置・活用や、校務支援システムの活用による校務の効率化に加え、端末を整備することで、デジタル教材を教員間で共有するなど、授業準備や授業が効率的になり、指導体制を強化できることが見込まれる。

（ⅲ）達成状況を踏まえたフォローアップ

各年度終了後に各校の活用状況を取りまとめ、目標未達成の学校に研修の実施、目標を達成した学校の事例の共有など、教職員サマーセミナー・ウインターセミナー等を活用し、研修の実施を計画している。

②通信ネットワーク環境整備計画

１人１台のパソコン環境で支障なく学習活動を行うための、校内ＬＡＮの整備計画として本年度、国の補助金を活用し、既存のネットワーク設備を生かし、アクセスポイントの増設や電源キャビネットの充電庫の整備等、各種新設や交換を計画。

③学習者用コンピュータ配備計画

計画に係る対象児童生徒数は、令和元年５月１日現在の児童生徒数５，６９８人で、必要整備台数が生徒数と同数であり、２０２２年度までに段階的に整備を進めていく。

④広域・大規模での共同調達実施計画

端末の整備にあたり、道や複数の市町村による共同調達については、道の方針として「各市町村で調達すること」とされていることや、自治体ごとに保証などの仕様が異なるため、共同調達となると自治体間の調整に時間がかかることから共同調達は実施しない。

⑤計画の取扱い等に関する事項

本計画は法律に基づき市が今後策定する予定の「学校教育情報化推進計画」の一部として活用する。また本日の総合教育会議に諮ったうえで国に計画を提出し、恵庭市ホームページ等で公表する予定である。

⑥その他

本年度のパソコン端末整備の予定については現在、パソコン端末の選定等を行っており、今後、議会の議決後、ネットワーク工事が完了した学校から順次納品、年度末までに納品を完了、本格的には次年度からパソコンを使用する予定である。

【質疑・意見】

（Ｂ委員）

学校が休業となり、欧米ではオンラインによる授業が行われたが、日本では環境が整備されておらず、課題を渡すのみとなってしまいＩＣＴ化によるツールがあるのはいいことだと思う。また本州では４０℃を超える猛暑が続くなど、通学が難しい状況下でオンラインを導入する手法が考えられる。ただ、ＩＣＴ化が進むことで、子どもの依存などが心配に感じた。

（Ｃ委員）

先日、道新に恵庭市遺族会の会長の記事が出ており、戦没者の話等を子どもたちに伝えたいが周知不足や授業時数の確保の関係から機会が設けられないとの話があった。今後ＩＣＴ化が進むことで地域の人たちが参加する仕組みが構築され、恵庭ならではのふるさと教育が作られるきっかけとなるのではないかと感じた。

（Ｄ委員）

我が家の子どもたちもＺｏｏｍによる授業を受けている。オンライン授業が始まったが、授業に徐々についていけていない様に感じることもあり、一長一短だと思う。

現在、パソコン端末を選定しているとのことだがＯＳは何にするのか方向性などはあるのか。

⇒現在、各ＯＳを比較しながら選定しており、使用方法で大きな差はないが、電子黒板との連携など情報共有する際に最適なものとなるよう検討している。

（Ａ委員）

パソコンなどは大学や社会に出てからも必要なものであり、子どものころから触れることはいいことだと思うが以下の点について伺いたい。

①導入される端末はノートパソコンとタブレットはどちらにするのか。

②端末のサポート期間が満了した場合の対応と財源の確保はどうなっているのか。

③端末はあくまで道具であり、教師が端末を使用すること自体に力が行かないよう研修などの実施をお願いしたい。

⇒①端末については現在選定中であるがそれぞれメリット、デメリットがあるため授業の活用内容と照らし合わせて選定していきたいと考えている。

②サポート期間に合わせて全てを更新することは財源の面でも難しいと考えており、国からの支援策を模索、要望するとともに、長期的な活用を想定し選定

を行う。

③あくまでＩＣＴ化により授業の質を高めることが目的であり、それにより授業に追いつけなくなる児童生徒が出ないよう教員間で意識を共有するとともに、全校に周知を図っていく。

（教育長）

ＧＩＧＡスクールにより端末等の使用すること自体に意識がいってしまい、使用しないことが悪のように思われることがないよう学んだことが自分のものになるような活用をしていかなければならない。教科によっては使用しない方がメリットになるものもあり、あくまで端末が鉛筆や消しゴム、辞書のように日常的に使用することが出来るよう力を養うことが大事である。そのためにも教員へ研修を行いながら意識を共有し、導入していきたいと考えている。

（Ａ委員）

「学校との連絡体制をどの家庭もとれるよう、家庭に環境がない児童生徒が整備を行った端末を利用。」とあるが、端末を使えない家庭でそもそも使用できないと思うがどういうことか。

⇒家庭に環境がない場合はｗｉ－ｆｉ機器を貸し出し、ネットに接続することを想定している。ＨＰ等から情報を確認してもらう際は保護者のスマートフォン等から確認してもらうことを考えている。

（市長）

これまで長い間、学校や教室など学ぶ環境は変わらなかったが、ここ数年で電子黒板の導入や１人１台の端末使用など大きく変わる時期となっている。教師や児童生徒、家庭、保護者、学校の運営などの形態が変わっていく中、その受け皿をどう作っていくか考えていかなければならない。様々な家庭環境にある子どもたちの教育について今後、総合教育会議などで委員の皆さまから意見を聞きながら進めていきたい。

以上